

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する  
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

|   | 取 扱 種 別                                  | 取 扱 期 間                              |
|---|--|--------------------------------------|
| 1 | 保険金及び未経過保険料の非常即時払                        | 2014年11月25日(火)から<br>2014年12月24日(水)まで |
| 2 | 基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払 |                                      |
| 3 | 特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払     |                                      |
| 4 | 普通貸付金の非常即時払                              |                                      |
| 5 | 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付)の非常取扱い     |                                      |
| 6 | 契約者配当金の非常即時払                             |                                      |